

返戻金規定

返戻金

紹介した求職者が就職後 3 月以内に離職した場合（求職者の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）には、当該求職者の紹介に係る手数料のうち次に掲げる額を求人者に返戻するものとする。

離 職 時 期	返 戻 金 額
就職後 1 月以内に離職したとき	手数料の 100 分の 80 に相当する額
就職後 1 月を超え 2 月以内に離職したとき	手数料の 100 分の 50 に相当する額
就職後 2 月を超え 3 月以内に離職したとき	手数料の 100 分の 25 に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、返戻金の対象としない。

（1）求人者の労働条件等が、採用決定時に求職者へ提示した内容と相違することに起因して離職した場合

（2）求人者による法令違反行為に起因して離職した場合

（3）求人者の都合による解雇、もしくは求職者の死亡その他不測の事由による退職の場合
- 3 第 1 項の返戻金の請求は、求職者の離職日から **30 日以内**に、求人者より書面にて行うものとする。